

	質問	回答
190	高さを超えている建物の割合が 0.2%、0.02%の中に高度地区指定をする利点、目的は。(大樹寺)	住宅地の中にもまだ空き地が残っており、今後高い建物が建つ可能性があるので、ある一定の高さ制限を設けたいと考えている。
191	2階建て程度の住宅地に 18mや 25mのものが建つということは、今以上に悪化することはないのか。(大樹寺)	今までの考え方だと、高さの上限がないため敷地の規模によっては、30mの建物が建つことも考えられる。それらを 18mや 25mでひとまず抑えることが市としての第一の目標である。その後住民と話し合いをして高さを抑えるのかという段階にもっていきたい。抑制効果を促進したいと考えている。
192	高度地区とは条例なのか。(大樹寺)	都市計画法という法律に位置づけられたものである。
193	建ぺい率や容積率、日影規制など既存の制限がある中で、18mや 25mという高さ制限をするということは、土地利用の高度化をすすめているように感じる。(大樹寺)	道路斜線、隣地斜線の制限をされている中にさらに高さの制限を加えることになるので、高い建物の誘導ではなく、建物自体を抑えるという考え方である。
194	諸々の制限があるのに何故高さの制限をするのか理解できない。(大樹寺)	30～40坪の宅地では、斜線制限もあり 18mに到達はしないが、市が心配をしているのは、住居系地域にまだ空き地があり、斜線制限や日影規制をクリアすれば高い建物が建ってしまう。住居系地域では 18m、25mでひとまず抑えることが今回の第一のねらいである。
195	都市計画法の基準ということは、各市町村同じ方法をとるとのことか。(大樹寺)	市内全域で高度地区を定めている市町村は、県内では名古屋市と尾張旭市の2市。高度地区は市町村決定の都市計画なので、内容などの考え方は各市町村で異なってくる。
196	公共施設の土地以外に膨大な敷地が少ない大樹寺学区において、高さ制限をする意図、利点・欠点がいまいち解らない。	10m制限のある第一種低層の隣でなぜ 25m制限なのか、というような意見が他地区でも出ている。

	(大樹寺)	
197	よりよい住環境を望むのなら、地区計画を指定するということか。(大樹寺)	そのとおりである。地区計画は住民が主体となって決められる都市計画で、住民との合意形成との中で決められるものなので、行政が主導するものではない。
198	竜美丘でマンション反対の旗が立っていたにも関わらずマンションが建ったが、住民が反対しても仕方ないのか。(大樹寺)	地区計画などを活用することで今後建たないようにすることはできる。